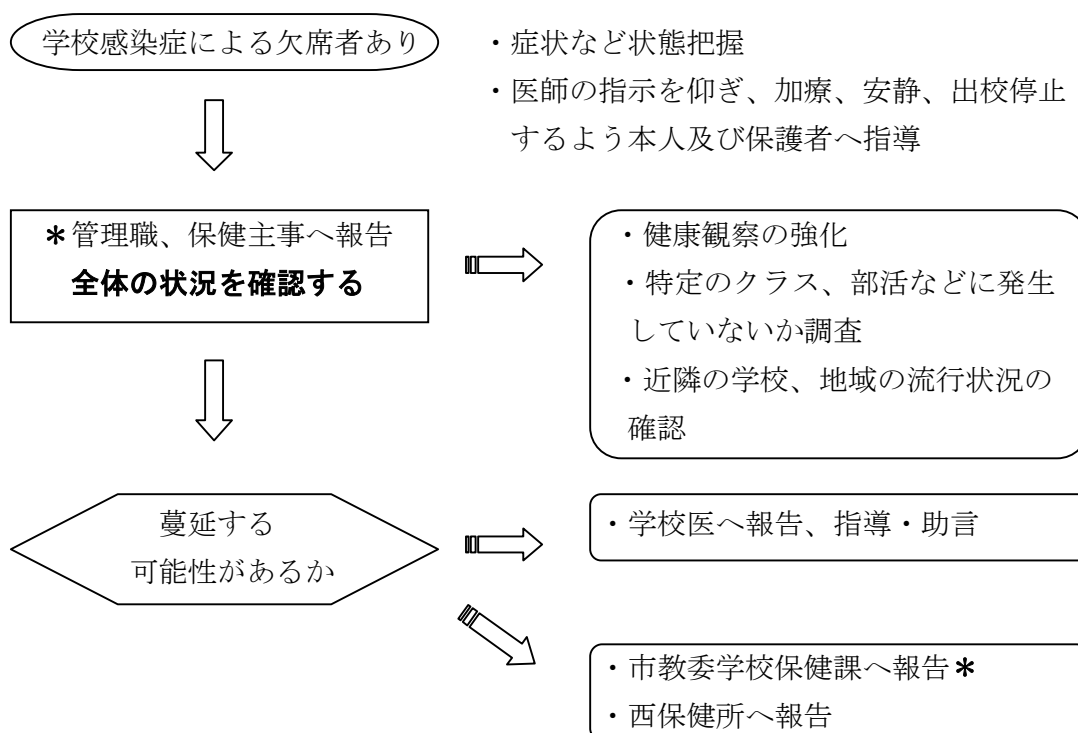


## 学校感染症発生時の対応について

保健部

### 1) 学校保健安全法による学校感染症と出席停止期間（裏面）

#### 1) 初期対応について



#### 2) 出席停止扱いについて

- ① 欠席生徒は、感染症名・出校停止期間・受診した医療機関名又は医師名が記載された証明書を学校へ提出することにより、出席停止扱いとする。  
(院内証明でも学校から持参の証明書でも構わない)
- ② 提出された証明書は、原本を保健部（保健室）、コピーを担任にて管理する。
- ③ 提出された証明書に基づき、学校保健課へ文書にて報告する。

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ	<p>治癒するまで</p> <p>（左記以外に「新型インフルエンザ等感染症」は第1種の感染症とみなす）</p>
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p> <p>* その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）</p>	<p>症状より医師によって感染の恐れがないと認められるまで</p>

「学校保健安全法施行規則」（2012年3月最終改正）

# 学校感染症 出席停止証明書

名古屋市立山田高等学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

病 名\_\_\_\_\_

上記疾患のため、平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日より

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

加療を要す（出席停止とする）

上記の通り証明いたします。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名

医師

